

令和7年12月 神河町区長会 会議次第

ハートがふれあう住民自治のまち ~大好き！私たちの町 かみかわ~

と き 令和7年12月19日（金）
午後3時30分から
ところ 神河町役場3階 第3会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 町長あいさつ

4. 協議事項 = 行政より =

(1) 地籍課から

・『神河町法定外公共物整備事業補助金交付要綱』概要について (資料 1)

(2) 住民生活課から

・神崎交通安全自家用自動車協会神河支部評議員・婦人部神河支部評議員の選出について (資料 2)

・福崎防犯協会神河支部防犯指導員の選出について (資料 3)

(3) 税務課から

・確定申告会場変更と確定申告及び住民税申告相談日程のお知らせ (資料 4)

(4) 教育課から

・「子どもを守る110番の家」の更新について (資料 5・一部机上配布)

(5) 総務課から

・神河町議会議員選挙に係る期日前投票立会人選任および投票日当日立会人割り当てについて (資料 6)

5. 区長会協議・報告事項

・令和7年度神河町行政事務協力謝金のお支払いについて

(資料 7・一部机上配布)

・ひょうご県議会だより配布手数料の振込口座確認について

(資料 8・一部机上配布)

・自治会活動保険の更新について

(資料 9・一部机上配布)

6. 今後の予定

- ・令和7年度中播磨連合自治会「地域づくり研修会」

日時：1月20日（火）午前9時25分 出発

場所：神河町役場本庁 正面玄関ロビー集合

対象：区長会役員5名（会長、両副会長、平岡理事、黒田監事）

※案内文は、大封筒に入れております。

- ・令和7年度神崎郡連合区長会研修会

日時：1月23日（金）午前9時50分 出発

場所：神河町役場本庁 正面玄関ロビー集合【マイクロバス乗車】

対象：全区長

会場：市川町文化センター

※案内文は、大封筒に入れております。

- ・神崎郡町長会と神崎郡連合区長会との行政懇談会

日時：2月13日（金）午後4時～

場所：市川町役場

対象：区長会長

- ・2月定例区長会

日時：2月24日（火）午前9時～

場所：神河町役場本庁 3階第3会議室

対象：全区長

- ・令和8年度町長懇談会

日時等の詳細は、例年どおり2月定例区長会でご案内いたします。

7. 閉 会

小林副区長会長

◆終了後に、引き続いて「JA支店協力委員会」を行います。

【配布資料】

- ・①行政協力謝金（区長報償金）のお支払いについて、
- ・②ひょうご県議会だより配布手数料の振込口座確認について、
- ・③令和7年度中播磨連合自治会「地域づくり研修会」 該当区のみ、
- ・④令和7年度神崎郡連合区長会研修会について／大封筒
- ・子どもを守る110番の家 名簿／該当区のみ
- ・青少年健全育成カレンダー
- ・更生保護かんざき
- ・ひょうご人権ジャーナル「きずな」11・12月
- ・自治会活動保険関係書類／(有)A-ONE封筒

No.

神河町区長会会議録控 〔12月区長会〕	とき	令和7年12月19日(金)
	開会	：午後3時30分～
	ところ	神河町役場 3階 第3会議室

～区長会記録等にご利用ください～

報告等締切日一覧表

令和7年12月19日開催

番号	件 名	報告の必要性	区長会
	報告先	報告期日	
1	『神河町法定外公共物整備事業補助金交付要綱』概要について 地籍課	任意 1/15(木)	資料1
2	神崎交通安全自家用自動車協会神河支部評議員・婦人部神河支部評議員の選出について 住民生活課	必須 2/20(金)	
3	福崎防犯協会神河支部防犯指導員の選出について 住民生活課	必須 2/20(金)	資料3
4	「子どもを守る110番の家」の更新について 教育課	必須 3/23（月）	
5	神河町議会議員選挙に係る期日前投票立会人選任および投票日当日立会人割り当てについて 総務課	必須 1/16（金）	資料6
6	ひょうご県議会だより配布手数料の振込口座確認について 総務課	任意 1/23（金）	
7	自治会活動保険の更新について 総務課	必須 1/9（金）	資料9
8			
9			
10			

『神河町法定外公共物整備事業補助金交付要綱』概要

法定外公共物とは…

道路法、河川法などの特別法の適用を受けない公共物で、例えば、里道や水路などのことを言います。昔から、地域で維持管理していただいております。



(1)目的：地域の生活環境の安全を図るために、法定外公共物の整備事業を行う自治会に対し、補助金を交付する。

(2)申請者：各自治会

(3)対象事業：

- ①法定外公共物である道路・水路(安全施設を含む。)の瑕疵により、利用者に危害を及ぼすおそれがあり、緊急に補修等する必要があるとき。
- ②法定外公共物である道路・水路(安全施設を含む。)の崩落等により、個人の 人命財産に危害を及ぼすおそれがあり、緊急に補修等する必要があるとき。

※『法定外公共物整備事業補助金』想定事例集参照

(4)補助金額：事業費の1/2以内とし、100万円を限度とする。

(5)今後の流れ：

令和7年12月19日(金) 12月区長会で概要説明

令和8年 1月15日(木) 区要望書(見積書、施工図添付)の提出期限

令和8年 4月 1日(水) 補助金交付申請の受付開始

『法定外公共物整備事業補助金』想定事例集

(1)補助金の対象となる事例

①要綱第4条第1項第1号

法定外公共物である道路又は水路(安全施設を含む。)の瑕疵により、**利用者に危害を及ぼす**おそれがあり、**緊急に**補修等する必要があるとき。

(里道)

- ・里道の自然陥没(瑕疵:物理的欠陥)により、人が躓き怪我をするおそれがあり、簡易な補修では対応できない場合。
- ・里道の石積みが自然崩落し、里道を走る車が転落するおそれがあり、簡易な補修では対応できない場合。
- ・里道に設置している転落防止柵(安全施設)が経年劣化で腐食し、明らかに機能を喪失している場合。

(水路)

- ・水路の石積みの腹が出ており、溝普請等の作業時に崩落するおそれがあり、簡易な補修では対応できない場合。
- ・個人が設置し、町に帰属があった水路蓋が、経年劣化で亀裂が入り、車が通った時に破損する恐れがあり、簡易な補修では対応できない場合。

②要綱第4条第1項第2号

法定外公共物である道路又は水路の崩落等により、**個人の人命財産に危害を及ぼす**おそれがあり、**緊急に**補修等する必要があるとき。

(里道)

- ・里道の石積みの腹が出ており、隣接する民家に崩落するおそれがあり、簡易な補修では対応できない場合。

(2)補助金の対象とならない事例

(里道)

- ・土の里道のわだちに、地域住民で土を入れ、里道を補修した場合。 [地域の維持管理作業は対象外]
- ・個人が故意(意図的)に里道を掘削した場合。 [個人の故意による破損は対象外]
- ・個人の過失(不注意)により、水路石積みを崩壊させた場合。 [個人の過失による破損は対象外]
- ・水路に架かっている個人所有の床板橋が経年劣化により崩落の危険がある場合。 [個人所有物は対象外]

(水路)

- ・水路幅が狭く、ゲリラ豪雨により水路が溢水するので、水路を拡幅する場合。 [機能強化は対象外]
- ・水路の漏水で、軽微な補修(工事費10万円未満)をした場合。 [適用除外]

(公印省略)
令和7年12月19日

各 区 長 様

神河町長 山 名 宗 悟

**神崎交通安全自家用自動車協会神河支部評議員・婦人部神河支部評議員
の選出について（お願い）**

師走の候、貴職におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、町行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のとおり神崎交通安全自家用自動車協会神河支部評議員・婦人部神河支部評議員の任期（2年間）が令和8年3月末日をもって満了となります。

つきましては、御多用中誠に恐縮ですが、次項の「神崎交通安全自家用自動車協会神河支部評議員・婦人部神河支部評議員選出根拠表」に基づき、評議員を選出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 職務

- ① 地域の交通安全啓発活動（春と秋の全国交通安全運動時等の交通立ち番）
- ② 町・郡の交通安全啓発活動（本部役員のみ）

活動内容	神崎交通安全自家用自動車協会神河支部（男性）	
	<input type="checkbox"/> 年1回の総会に出席 <input type="checkbox"/> 春と秋の全国交通安全運動時の交通立ち番 <input type="checkbox"/> かみかわ夏まつり雑踏警備 <input type="checkbox"/> 交通安全啓発街頭キャンペーン／年4回 <input type="checkbox"/> 神崎交通安全自家用自動車協会（郡）交通安全啓発事業へ参加	*本部役員のみ *本部役員のみ
神崎交通安全自家用自動車協会婦人部神河支部（女性）		
<input type="checkbox"/> 年1回の総会に出席 <input type="checkbox"/> 春と秋の全国交通安全運動時の交通立ち番 <input type="checkbox"/> 交通安全啓発街頭キャンペーン／年4回 <input type="checkbox"/> 町内小学校の交通安全教室開催時の協力／年1回 <input type="checkbox"/> 町内保・幼稚園の交通安全教室開催時の協力／年3回 <input type="checkbox"/> 町内老人クラブの交通安全教室開催時の協力／年3回程度 <input type="checkbox"/> 神崎交通安全自家用自動車協会婦人部（郡）交通安全啓発事業へ参加		*本部役員のみ *本部役員のみ *本部役員のみ *本部役員のみ *本部役員のみ

2. 選出人数 別紙参照

3. 報告様式 別紙（報告様式）により御報告ください。

4. 報告期限 令和8年2月20日（金）

【報告・問合せ先】

神河町住民生活課 小川

〒679-3116 神河町寺前 64

TEL 34-0963(直通) FAX 34-1556

ogawa_kouhei@town.kamikawa.hyogo.jp

**神崎交通安全自家用自動車協会神河支部・婦人部神河支部評議員
選出根拠表**

(世帯数・人口は、R7年11月末現在)

地区	ブロック	集落名	世帯数	人口	神崎交通安全自家用自動車協会		
					神河支部	婦人部神河支部	
神 崎 地 区	ブ 越 口 知 谷 ク	新田	28戸	48人	1人	1人	
		作畠	34戸	56人			
		大畠	76戸	163人	1人	1人	
		越知	119戸	250人	1人	1人	
		岩屋	69戸	152人	1人	1人	
		小計	326戸	669人	4人	4人	
	ブ 栗 口 賀 北 ク	根宇野	126戸	300人	1人	1人	
		山田	163戸	414人	1人	1人	
		中村	287戸	726人	2人	2人	
		栗賀町	152戸	374人	1人	1人	
		福本	319戸	772人	2人	2人	
		小計	1,047戸	2,586人	7人	7人	
	ブ 栗 口 賀 南 ク	貝野	81戸	200人	1人	1人	
		しんこう	55戸	187人	1人	1人	
		寺野	129戸	286人	1人	1人	
		柏尾	109戸	260人	1人	1人	
		加納	91戸	236人	1人	1人	
		東柏尾	105戸	265人	1人	1人	
		小計	570戸	1,434人	6人	6人	
	ブ 大 口 ツ 山 ク	吉富	223戸	620人	2人	2人	
		杉	100戸	247人	1人	1人	
		大山	95戸	206人	1人	1人	
		猪篠	135戸	303人	1人	1人	
		小計	553戸	1,376人	5人	5人	
大 河 内 地 区	ブ 寺 口 ツ 前 ク	新野	148戸	325人	1人	1人	
		野村	125戸	250人	1人	1人	
		寺前	339戸	855人	2人	2人	
		鍛治	119戸	259人	1人	1人	
		大河	93戸	242人	1人	1人	
		小計	824戸	1,931人	6人	6人	
	ブ 上 口 ツ 小 田 ク	比延	66戸	141人	1人	1人	
		上岩	80戸	191人	1人	1人	
		高朝田	98戸	259人	1人	1人	
		宮野	47戸	131人	1人	1人	
		南小田	128戸	303人	1人	1人	
		上小田	66戸	134人	1人	1人	
		小計	485戸	1,159人	6人	6人	
	ブ 長 口 ツ 谷 ク	川上	59戸	133人	1人	1人	
		大川原	32戸	69人	1人	1人	
		本村	57戸	145人			
		赤田	25戸	48人			
		重行	17戸	40人			
		為信	16戸	32人	1人	1人	
		峠	11戸	27人			
		栗渕	60戸	128人	1人	1人	
		渕	10戸	20人			
小計			287戸	642人	4人	4人	
合計		40	4,092戸	9,797人	38人	38人	

○ 神崎交通安全自家用自動車協会神河支部・婦人部神河支部評議員

※ 各区500人以上は2人、500人未満100人以上は1名、100人未満は地域性を勘案して隣接集落と統合し1名

令和 年 月 日

神河町長 山名宗悟様

区長

印

神崎交通安全自家用自動車協会神河支部評議員及び
神崎交通安全自家用自動車協会婦人部神河支部評議員の選出について（報告）

標記の件について、下記のとおり選出しましたので報告します。

記

○神崎交通安全自家用自動車協会神河支部評議員（男性）

No	区分	住 所	氏 名	電話番号
1	新任・ 再任			
2	新任・ 再任			

○神崎交通安全自家用自動車協会婦人部神河支部評議員（女性）

No	区分	住 所	氏 名	電話番号
1	新任・ 再任			
2	新任・ 再任			

※ 任期 2 年：令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

※ 選出人数は選出根拠表をご確認ください。

※ 報告期日：令和 8 年 2 月 20 日（金）必着でお願いします。

公 印 省 略
令和7年12月19日

各 区 長 様

神河町長 山 名 宗 悟

福崎防犯協会神河支部防犯指導員の選出について（お願い）

厳寒の候、貴職におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、町行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のとおり現防犯指導員の任期（2年）が令和8年3月末日をもって満了となります。

つきましては、大変ご多用の折、誠に恐縮ですが、裏面「福崎防犯協会指導員選出根拠表」に基づき、防犯指導員を選出くださいますようお願い申し上げます。

記

1 職 務

活動内容	年1回の町パトロール（役員の場合は年2回）
	年1回の総会に出席（役員会は年4回程度）
	夏祭り時の雑踏警備
	地域安全郡民大会等への参加

2 選出人数 別添（参考資料）「福崎防犯協会神河支部防犯指導員選出表」に基づき、指導員を1名選出してください。（集落の人口によって選出人数が異なります。）

3 報告様式 別紙（防犯指導員選出報告様式）によりご報告ください。

4 報告期限 令和8年2月20日（金）

【報告・問合せ先】
〒679-3116 神河町寺前 64
神河町住民生活課 森岡
TEL 34-0963(直通) FAX 34-1556
Mail morioka_takanori@town.kamikawa.hyogo.jp

福崎防犯協会神河支部防犯指導員選出根拠表

(世帯数・人口は、R7年11月末現在)

地区	ブロック	集落名	世帯数	人口	福崎防犯協会神河支部
					指導員
神崎地区	ブロック越知谷	新田	28戸	48人	1人
		作畠	34戸	56人	
		大畠	76戸	163人	
		越知	119戸	250人	
		岩屋	69戸	152人	
		小計	326戸	669人	
神崎地区	ブロック栗賀北	根宇野	126戸	300人	1人
		山田	163戸	414人	
		中村	287戸	726人	
		栗賀町	152戸	374人	
		福本	319戸	772人	
		小計	1,047戸	2,586人	
神崎地区	ブロック栗賀南	貝野	81戸	200人	1人
		しんこう	55戸	187人	
		寺野	129戸	286人	
		柏尾	109戸	260人	
		加納	91戸	236人	
		東柏尾	105戸	265人	
神崎地区	ブロック大山	小計	570戸	1,434人	6人
		吉富	223戸	620人	
		杉	100戸	247人	
		大山	95戸	206人	
		猪篠	135戸	303人	
		小計	553戸	1,376人	
大河内地区	ブロック寺前	新野	148戸	325人	1人
		野村	125戸	250人	
		寺前	339戸	855人	
		鍛治	119戸	259人	
		大河	93戸	242人	
		小計	824戸	1,931人	
大河内地区	ブロック上小田	比延	66戸	141人	1人
		上岩	80戸	191人	
		高朝田	98戸	259人	
		宮野	47戸	131人	
		南小田	128戸	303人	
		上小田	66戸	134人	
大河内地区	ブロック長谷	小計	485戸	1,159人	6人
		川上	59戸	133人	
		大川原	32戸	69人	
		本村	57戸	145人	
		赤田	25戸	48人	
		重行	17戸	40人	
大河内地区	ブロック長谷	為信	16戸	32人	1人
		峠	11戸	27人	
		栗	60戸	128人	
		渕	10戸	20人	
		小計	287戸	642人	
合計		40	4,092戸	9,797人	34人

○ 福崎防犯協会神河支部防犯指導員

※ 各区100人以上は1名、100人未満は地域性を勘案して隣接集落と統合し1名

別紙（防犯指導員選出報告様式）

令和 年 月 日

神河町長 山名宗悟様

区長

印

防犯指導員の選出について（報告）

標記の件について、下記のとおり選出しましたので報告します。

記

集落名：

No.	再任・新任の別	住 所	氏 名	電話番号
1	再任・新任			自宅 携帯

※ 任 期：2年（令和8年4月1日～令和10年3月31日）

※ 報告期限：令和8年2月20日（金）必着でお願いします。

令和8年2月から

確定申告会場が変わります!!

現在、全国で自治体システム標準化^{*1}が進められており、システムの稼働や情報管理がガバメントクラウド^{*2}で管理されることから、様々な行政システムが専用回線で接続された端末でしか使用できなくなります。

このことから、令和8年2月以降の確定申告相談は「神河町神崎支庁舎」、「中央公民館」、「センター長谷」の3会場となりますので、お知らせいたします。

中央公民館

神崎支庁舎

センター長谷

※申告会場が3ヶ所になります

新田・作畠・大畠・越知・岩屋・根宇野・大山・猪篠・宮野・南小田・上小田・川上 地区の皆様へ

これまで実施していた各地区公民館等での確定申告相談は令和8年2月以降実施できません。大変なご不便をおかけすることになり、誠に申し訳ございませんが、何とぞご了承ください。

e-Tax をご活用ください

スマホ又はパソコン*インターネットに接続できる環境が必要ですとマイナンバーカードがあれば、ご自宅から確定申告をすることが出来ます。

操作方法など詳しい情報は、国税庁(<https://www.nta.go.jp/>)の確定申告特設サイトでご確認ください。



イータ君

用語解説

*1 システム標準化 とは

令和2年12月に策定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」により住民記録システムや戸籍情報システム、税務システムなど、20の業務を令和8年3月末までに標準準拠システムへ移行することを言います。各地方公共団体が独自の仕様で使用しているシステムを標準仕様のシステムに変更することによりコスト削減やIT人材不足の解消、業務の効率化を図ることを目的としています。（神河町は令和8年1月から新システムに移行します。）

*2 ガバメントクラウド とは

デジタル庁の整備や普及により、日本政府や各自治体が利用する共通のクラウドサービス（データをインターネット上に保管すること。）を言います。公共機関のITシステムのセキュリティやコンプライアンスの向上とIT利活用の効率化や高度化を実現するための取組です。

区公民館における確定申告会場の廃止について

● 廃止する会場

作畠秀峰館	(新田区・作畠区)	南小田農村環境改善センター	(宮野区・南小田区)
越知公民館	(大畠区・越知区)	上小田活動促進センター	(上小田区)
根宇野公民館	(岩屋区・根宇野区)	川上文化会館	(川上区)
大山なかよし会館	(大山区・猪篠区)		

- ・新田区、作畠区、大畠区、越知区、岩屋区、根宇野区、大山区、猪篠区は神崎支庁舎で
- ・宮野区、南小田区、上小田区は中央公民館で
- ・川上区はセンター長谷で相談日を設けます。

● 背景 ※デジタル庁ホームページより抜粋

これまで地方公共団体では、様々な住民サービスを提供するため、各種の情報システムを自ら創意工夫して開発・調達や管理をしてきました。

しかしながら、法令で定められた各自治体で共通するような業務でも自治体ごとにおける情報システムがカスタマイズされてきたことで、以下のような課題が指摘されていました。

- ・維持や管理、制度改正時の改修等において個別対応を余儀なくされ、人的・財政的な負担が大きい
- ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
- ・結果として、住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい

そこで、内閣総理大臣の諮問機関である第32次地方制度調査会の答申に基づき、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（標準化法）が令和3年に成立・施行されました。

この法律では、地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上、地方行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を特定したうえで、地方公共団体がこれらの事務の処理に利用する情報システムは、関係府省が省令で定める標準化のための基準に適合しているものである必要があるとされています。

これにより、将来的に地方公共団体における人的・財政的な負担の軽減を図り、地方公共団体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築することを目指しています。

● 町民等への周知について

- ・令和6年11月21日 総務文教委員会にて口頭説明
- ・令和6年12月20日 区長会にて申告会場説明に合わせて、集約化を口頭説明
- ・令和7年2月13日 総務文教委員会にて口頭説明
- ・令和7年2月20日 2月区長会にてチラシにより説明
- ・令和7年2月27日～3月5日 集約化される公民館7会場で申告者にチラシを説明及び配布
- ・令和7年11月18日 総務文教委員会にてチラシにより説明
- ・令和7年12月19日 区長会にてチラシにより説明
- ・令和8年1月後半 広報かみかわにて申告会場日程周知

《確定申告相談日程表》(案) 令和8年2月16日～令和8年3月16日

神河町役場 税務課 (TEL34-0961)

日 程	受 付 時 間	対 象 地 区	申 告 会 場
2月16日(月)	9:00～11:30	山 田	神崎支庁舎
	13:00～15:30	東柏尾	
2月17日(火)	9:00～11:30	新田・作畠	
	13:00～15:30	大畠・越知	
2月18日(水)	9:00～11:30	根宇野	
	13:00～15:30	岩 屋	
2月19日(木)	9:00～11:30	福 本	
	13:00～15:30		
2月20日(金)	9:00～11:30	全 町	
	13:00～15:30		
2月22日(日)	9:00～11:30	日曜開設日	
	13:00～15:30	全 町	
2月24日(火)	9:00～11:30	中 村	
	13:00～15:30	加 納	
2月25日(水)	9:00～11:30	吉 富	
	13:00～15:30		
2月26日(木)	9:00～11:30	栗賀町	
	13:00～15:30	杉	
2月27日(金)	9:00～11:30	猪 篠	
	13:00～15:30	大 山	
3月2日(月)	9:00～11:30	全 町	
	13:00～15:00		
3月3日(火)	9:00～11:30	長谷・栗・渕	センター長谷
	13:00～15:30		
3月4日(水)	9:00～11:30	川 上	
3月5日(木)	9:00～11:30	貝野・しんこうタウン	中央公民館
	13:00～15:30	寺野・上岩	
3月6日(金)	9:00～11:30	鍛 治	
	13:00～15:30	高朝田	
3月9日(月)	9:00～11:30	新 野	
	13:00～15:30	野村・比延	
3月10日(火)	9:00～11:30	柏 尾	
	13:00～15:30	寺 前	
3月11日(水)	9:00～11:30	宮野・上小田	
	13:00～15:30	南小田	
3月12日(木)	9:00～11:30	大 河	
	13:00～15:30	全 町	
3月13日(金)	9:00～11:30	全 町	
	13:00～15:30		
3月16日(月)	9:00～11:30	全 町	
	13:00～15:30		

※混雑を避けるため、できるだけ対象地区の日にお越しください。

ご都合が悪い場合は、他地区の日でも申告できますが、お待ちいただく時間が長くなる場合があります。ご了承ください。

令和7年12月19日

各 区 長 様

神河町教育委員会
教育課長 児島 浩司

「子どもを守る110番の家」の更新について

寒冷の候、貴職におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、青少年の健全育成に御支援と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「子どもを守る110番の家」は、子どもが自分の身に危険を感じたとき、子どもを安全に保護し、警察等への通報に御協力いただける家のことです。登録内容に変更があった場合は、できるだけ早くその内容を反映させる必要があります。

つきましては、登録名簿を添付しますので、各地区にて御確認いただき、変更がある場合は、下記のとおり御報告いただきますようよろしくお願ひします。

特に、通学路近辺にお住まいの方には積極的に登録いただけるよう、御協力をお願いします。

記

新規登録の場合

別紙 承諾書を教育課へ提出してください。

廃止の場合

教育課へ御連絡いただいた上で、貸与品の黄色い旗を返却してください。

※報告期限:令和8年3月23日（月）

【問合せ先】

神河町教育委員会 教育課
担当：陰地
TEL 0790-34-0212
FAX 0790-34-0645

「こどもを守る110番の家」承諾書

ふりがな		年 齢	歳
氏名又は 店舗名			
住 所	神河町		
電話番号	0790- -		
用 途	住宅 店舗 その他()		
備 考	※店舗の場合は営業時間、定休日等を記入してください。		
<p>私は、「こどもを守る110番の家」の趣旨に賛同し、子どもの安全確保と被害防止に協力し登録することに承諾いたします。</p>			
令和 年 月 日			
神 河 町 長 様			
<u>氏 名</u>			印

令和7年12月19日

各 区 長 様

神河町選挙管理委員会
委員長 辻 井 光 明神河町議会議員選挙に係る期日前投票立会人選任
および投票日当日立会人割り当てについて（御依頼）

冬至の候、区長様方におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、明るく公正な選挙の推進と各種選挙の執行につきまして、何かと御協力を賜っておりますことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの選挙につきましては、令和8年4月14日（火）告示、4月19日（日）投開票の日程で執行いたします。

つきましては、この度の選挙に際しましても大変お手数を煩わすこととなります、期日前投票立会人の選任について何卒御理解と御配慮を賜りますようお願い申し上げます。（投票日当日の投票立会人については、表1のとおりとなります。）

なお、期日前投票立会人につきましては、区長様以外の方でも結構ですので、区内で選挙権のある方の選任をお願いいたします。（投票日当日立会人の選任は今回不要です。）

記

1. 期日前投票日程について

期 間	時 間	設置場所
4月15日（水）～18日（土） 4日間	午前8時30分 ～午後8時	本 庁 舎 神 崎 支 庁 舎
	午前8時30分 ～午後5時	セ ン タ 一 長 谷

2. 期日前投票立会人の選任について

場 所	日 時	期日前投票立会人を選出いただきたい人数	
本 庁 舎	4月15日（水）	南小田	1名
	16日（木）	加 納	1名
	17日（金）	貝 野	1名
	18日（土）	寺 野	1名
神 崎 支 庁 舎	4月15日（水）	粟賀町	1名
	16日（木）	吉 富	1名
	17日（金）	大 山	1名
	18日（土）	新 田	1名

場 所	日 時	期日前投票立会人を選出いただきたい人数	
センター長谷	4月15日（水）	川 上 2名	
	16日（木）	大川原 1名	本 村 1名
	17日（金）	赤 田 1名	重 行 1名
	18日（土）	為 信 1名	峠 1名

*お忙しい中、大変申し訳ありませんが、1月16日（金）までに、御選任いただきますようお願いいたします。

*無投票となつた場合は、期日前投票は行いません。4月14日（火）の午後5時15分頃に告知放送でお知らせいたしますので、御了承ください。

期日前投票の概要

期日前投票所は、期日前投票管理者、期日前投票立会人（2名）、事務従事者（数名）を常時配置し、投票日当日の投票所と同様の事務を行ふこととなります。

期日前投票所は、本庁舎、神崎支庁舎、センター長谷の3か所に設置します。

期日前投票立会人は、

有権者の中から毎日2名を選任し、期日前投票所に配置することとなります。

立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参与するとともに、投票事務の執行が公正に行われるよう立会うことがその役目とされています。

期日前投票立会人報酬・費用弁償として、本庁舎・神崎支庁舎は日額12,664円、センター長谷は10,725円をお支払いします。（いずれも税控除後金額）

昼食・夕食とも、当委員会で準備いたします。（センター長谷は昼食のみ）

*選出いただきました方には、正式に文書にて委嘱いたします。

《FAX》 34-0691

《mail》 soumu@town.kamikawa.hyogo.jp

令和 年 月 日

神河町選挙管理委員会委員長 様

区長

神河町議会議員選挙に係る期日前投票立会人の
選任について（回答）

みだしの件について、下記の者を神河町長選挙に係る期日前投票立会人に選出いたします。

記

○期日前投票立会人の選出者について

従事日	住所	氏名	電話番号
4月 日()	神河町		

*お忙しい中、たいへん申し訳ありませんが、令和8年1月16日（金）までに御選任いただきますようお願ひいたします。

〒679-3116
兵庫県神崎郡神河町寺前64番地
神河町選挙管理委員会書記 本田
TEL: 0790-34-0001 (内線230)
FAX: 0790-34-0691

神河町議会議員選挙に係る投票立会人選任依頼表

■ 投票立会人 … 4月19日（日）午前7時～午後8時

投票区	投票場所	区長	民生委員	備 考
1 新田 作畠	作畠秀峰館	○		
2 大畠 越知	越知谷アケイグセンター	○		
3 岩屋 根宇野	センター根宇野	○		
4 山田 中村 栗賀町 福本 加納 東柏尾 吉富	神崎支庁舎			
5 杉 大山	杉営農センター	○		
6 猪篠	猪篠集落センター	○	○	
7 貝野 しんこうタウン 寺野 柏尾 新野 野村 比延 寺前 鍛治 大河 上岩 高朝田	役場本庁舎			
8 宮野 南小田	南小田農村環境 改善センター	○	○	
9 上小田	上小田活動促進センター	○	○	
10 川上	川上文化会館	○	○	
11 大川原 本村 赤田 重行 為信 峠 栗渕	センター長谷			

今回、○印の入っている区長様・民生委員様に投票日当日の投票立会人を依頼させていただきます。

(公印省略)
神河(総)第〇〇〇号
令和7年12月10日

〇〇 〇〇 様

神河町長 山名宗悟

令和7年度神河町行政事務協力謝金の支払いについて

師走の候、貴職におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、町行政推進のため御尽力賜っておりますことに対し、深甚なる敬意を表します。

さて、区長会申し合わせ事項に基づき令和7年度神河町行政事務協力謝金の内、後期分をお支払いいたしますので、下記内容を御確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 年間支払額

均等割分	〇〇〇〇円
世帯割分	〇〇〇〇円 (@1,016,221円 × 〇〇世帯)
合 計	〇〇〇〇円

2. 算定方法

- ・均等割50%、世帯割50%で算定
- ・世帯数は、令和7年4月1日現在の住民基本台帳による世帯数を使用

3. 支払方法

- ・年2回払いとし、8月(50%)、12月(50%)で口座振込払いとします。
- ・均等割分は源泉徴収し、世帯割分は源泉徴収しておりません。

4. 12月期支払額(50%)

均等割分	〇〇〇〇円	(〇〇〇〇円 × 50%)
世帯割分	〇〇〇〇円	(〇〇〇〇円 × 50%)
源泉徴収	△ 〇〇〇円	(〇〇〇〇円 × 3.063%)
研修負担金	△ 〇〇〇円	
懇親会負担金	△ 〇〇〇円	
合 計	〇〇〇〇円	

5. 振込予定日

令和7年12月26日(金)

振込される額です

(事務連絡)
令和7年12月19日

《区長名》様

神河町区長会
会長 小林正一

ひょうご県議会だより配布手数料の振込口座確認について

平素は、各区の運営に御尽力いただきしておりますこと、また、神河町区長会の運営に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、心よりお礼申し上げます。

さて、ひょうご県議会だよりの配布につきまして、年4回発行のため令和8年2月が今年度最後の配布となります。

つきましては、令和7年度ひょうご県議会だより配布手数料お支払いに向けて、以前に選挙公報配布委託料の振込口座として債権者登録いただいております下記の口座に振込させていただきたく存じます。

なお、下記の口座以外にお振込を御希望される場合は、太枠内の変更口座欄に御記入いただき御提出ください。どうぞよろしくお願ひいたします。

記

1. 振込口座の指定について

口座選択欄	登録口座	変更口座
金融機関	《銀行名称》	
支店名	《支店名称》支店	
口座番号	《口座暗号化》	
口座名義人(カタカナ)	《口座名義人》	
預金種別	《口座種別》	

2. 変更の場合の提出期限 令和8年1月23日(金) FAX・メール可

※7.5円(1戸) × 4回配布の合計戸数分を3月中に振込み予定です。

神河町区長会事務局 井出
TEL 0790-34-0001/FAX 0790-34-0691
E-mail hr-ide@town.kamikawa.hyogo.jp

自治会活動保険の更新について

町内ほとんどの区がご加入の自治会活動保険が更新となりますので、内容をご確認の上「加入依頼書」及び「年間活動実績表」の提出をお願いいたします。

1. «神河町 自治会活動保険 加入依頼書»の記入について
 - ① 次ページの上の表で「Aコース」か「Bコース」のどちらかを選び、「世帯数」「保険料」を下の計算表□の中に数字・金額を記入する。
 - ② オプションの「費用損害」に加入する場合は、保険料（8,650円）を加算する。
 - ③ 「神河町住民以外の傷害保険」に加入する場合は、「Aコース」か「Bコース」のどちらかを選び、下の計算表□の中に金額を記入する。
… 「神河町住民以外の傷害保険」の加入人数は、5名で固定。
 - ④ 計算式をすべて完成させる。
 - ⑤ 一番下の行に申込日、自治会名、代表者（区長）名、区長印を押印する。
◆なお、区長名を署名の場合のみ押印不要です。
2. 「神河町住民以外の傷害保険」に加入する場合は、«年間活動実績表»に令和7年1月25日～令和8年1月9日に町外の方が参加された自治会活動日を記入します。
ただし、記入は7回以内とする。（8回以上になると掛金が高くなる）
3. 申し込みは、«神河町 自治会活動保険 加入依頼書»の用紙を役場総務課（区長会事務局）へ提出する。
なお、「神河町住民以外の傷害保険」にも加入する場合は«年間活動実績表»の用紙も同時に提出する。
 【申込先】 神河町区長会事務局 神河町役場総務課（井出）
 TEL 34-0001
 Mail soumu@town.kamikawa.hyogo.jp
4. 保険の掛金は、次の口座（区長会事務局）へ振り込む。または総務課へお釣りがいらないように現金をお持ちください。
 【振込先】 兵庫西農業協同組合 寺前支店 普通預金
 口座番号 0015944
 口座名義 神河町区長会 事務局 平岡 ますお
 ひらおか ますお
 万寿夫

【申込・振込 締切り日】 令和8年1月9日（金）まで

A・Bコースそれぞれの保険金内容、保険料を御確認ください。

神河町 自治会活動保険 加入依頼書

(保険期間1年 一括払)

ご契約コース		Aコース	Bコース	保険料	保険金の限度額	保険料
賠償内容	(身体・財物共・通)	1億円			1億円	
傷害	死亡・後遺障害	1,000万円	1世帯につき 434円	1,000万円	1世帯につき 500円	
	入院(1日につき)	5,000円		7,000円		
	通院(1日につき)	2,500円		3,000円		
	傷害見舞費用	10万円		10万円		
	費用損害	50万円		8,650円	50万円	8,650円

※賠償責任の自己負担額は、1事故につき1,000円となります。

神河町住民以外の傷害保険

ご契約コース		Aコース	Bコース	保険料	保険金の限度額	保険料
賠償内容	(身体・財物共・通)	1,000万円	1名あたり 4,080円	1,000万円	1名あたり 4,630円	
傷害	死亡・後遺障害	5,000円	5名分 20,400円	7,000円	5名分 23,150円	
	入院(1日につき)	2,500円		3,000円		
	通院(1日につき)					

(保険期間 2026年1月25日から1年間、一括払、季記名式一部付保、管理下中の傷害危険補償特約セット、種類別A級)

自治会活動保険における「住民」とは…
①自治会に加入していること
②自治会の所属する地域に実質的な生活の拠点を置いていること
③個人であること

お配りしている封筒内の加入依頼書により、**1月9日(金)**までに申し込み及び入金をお願いいたします。

緑枠内には加入申し込みされる場合に
御記入ください。
住民以外の傷害保険加入される場合、
A・Bいずれかの金額です。
A・Bいずれでも5名分固定です。

世帯数による割引

$$(\boxed{8,650}) \times 0.8 = \boxed{\quad} 円$$
 合計保険料

$$\boxed{A:20,400} + \boxed{B:23,150} = \boxed{\quad} 円$$

ご希望のコース

$$(\boxed{A:434} + \boxed{B:500}) \times \boxed{8,650} = \boxed{\quad} 円$$
 A・Bいずれかの金額

世帯数

$$(\boxed{\quad}) \times \boxed{\quad} = \boxed{\quad}$$

申込日を御記入ください

申込日 年 月 日

自治会名:

印

こちらの様式は、住民外の保険にも加入される場合のみ作成が必要です。

申込日を御記入ください

令和 年 月 日

年間活動実績表（前年活動実績方式）

損害保険ジャパン株式会社 宛

保険契約者

○○区長 ○○○○

印

証券番号 **※証券番号は、保険会社が記入します。**

下記日程に相違ありません。

回	令和 年	月	日																
1				19				37				55				73			
2				20				38				56				74			
3				21				39				57				75			
4				22				40				58				76			
5				23				41				59				77			
6				24				42				60				78			
7				25				43				61				79			
8				26				44				62				80			
9				27				45				63				81			
10				28				46				64				82			
11				29				47				65				83			
12				30				48				66				84			
13				31				49				67				85			
14				32				50				68				86			
15				33				51				69				87			
16				34				52				70				88			
17				35				53				71				89			
18				36				54				72				90			

以上